

## 福島県葛尾村議会

### 事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

本村議会は、年4回の定例会と必要に応じ臨時議会を招集している。東日本大震災以降は、復旧・復興に関する案件が多く、スピード感を持って活発で慎重な審議を行っている。

常任委員会は、総務文教厚生常任委員会と経済土木常任委員会を設置しており、委員会条例に基づく所管事務の審査と調査を行っている。平成20年3月に議員定数に関する調査特別委員会を設け、平成21年3月に議員定数条例を改正し、10人から8人に削減し平成23年11月の改選時期より施行している。また、平成24年8月から平成28年3月まで議会と執行部・復興局・環境省が情報交換会を毎月1回開催し、情報の共有を図り住民の諸問題の課題解決に向け、住民のためになっているのかを協議してきた。

議員発議では、村の復旧・復興のため報酬の削減に取り組んできた。

### 事績2 住民に開かれた議会

本村議会は、住民との協働の村づくりのため、住民の声を代弁することだけでなく、住民の中に入り住民と会話を重ね、住民の悩みや声をくみ上げることを重要視している。

執行部主催の住民懇談会に全議員が出席し住民の意見を掌握し、課題解決に向け全員協議会で進捗状況等を協議してきたところである。

村婦人会主催の研修会における議会議員との懇談会に出席し議会の活動報告、会員からの質疑や提言を受け、意見交換を通して議会をより身近に感じてもらえるよう心がけている。また、住民と議会を結ぶため「広報かつらお」に、議案審議等の議会情報を提供している。本会議の開催は、防災行政無線による広報活動を行い、傍聴者には日程を配布し傍聴しやすい環境に努めている。

### 事績3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

東日本大震災以降は、未だに多くの住民が様々な環境のもとで生活している状況である。復興計画、村再生戦略プラン、中心拠点整備など、村の再生のため計画を定め、その計画をよりよいものにするためには、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であると考えている。各常任委員会が行う村の事務事業に対する所管事務調査は、活発に行われ議員の見聞を広め、一般質問で提言するなど、むらづくりのための議会活動に生かされている。

また、合同常任委員会を開催し、震災後の復旧・復興事業の調査のため県内外を調査し住民の意見や想いを反映させるよう、村の再生に向け、執行部と切磋琢磨しながら課題解決を図っている。